

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2014.8.13

EXE-i 先進国債券ファンド

追加型投信／内外／債券

エグゼアイ

EXE-i

ETFとETFを掛け合わせてEXE(エグゼ)、ETFのパフォーマンスを左右する“インデックス”の頭文字からi(アイ)、これら二つを合わせてEXE-i(エグゼアイ)と命名しました。



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジの有無
追加型	内外	債券	その他資産(投資信託証券(債券 一般))	年1回	グローバル(含む日本)	ファンド・オブ・ファンズ	無し

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行うEXE-i 先進国債券ファンドの募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年8月12日に関東財務局長に提出しており、平成26年8月13日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法(平成18年法律第108号)によって受託会社において分別管理されています。

委託会社：SBIアセットマネジメント 株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第311号

設立年月日：昭和61年8月29日

資本金：4億20万円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：1,063億92百万円

※平成26年6月末現在

受託会社：株式会社りそな銀行

(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

照会先

SBI アセットマネジメント株式会社

☎ ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

☎ 電話番号 03-6229-0097

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)は、信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 主としてETF(上場投資信託)への投資を通じて、先進国(日本を含む)の債券へ実質的に投資します。
本ファンドが投資対象とするETF(上場投資信託)については、後述の投資対象ファンドの概要をご覧ください。
なお、それらを個々にまたは総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

2 本ファンドは先進国(日本を含む)の債券市場の値動きと同等の投資成果をめざします。参考指標は、シティグループ世界BIG債券インデックス(円換算ベース)とします。(2014年8月12日現在)

<参考指標について>

シティグループ世界BIG債券インデックス(円換算ベース)*を参考指標とします。

シティグループ世界BIG債券インデックスとは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界の国債、政府・政府系機関債、担保付証券、社債などの総合投資利回りを時価総額で加重平均した債券指数です。

本ファンドは参考指標に対して一定の運用成果をあげることが目標とするものではなく、実際の運用成果は参考指標と乖離する場合があります。なお、参考指標は委託会社の判断により予告なく変更される場合があります。

*シティグループ世界BIG債券インデックス(円換算ベース)は、シティグループ世界BIG債券インデックス(米ドルベース)をもとに、委託会社が円換算しております。シティグループ世界BIG債券インデックスに対する著作権、知的財産権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。

3 先進国(日本を含む)の債券市場の値動きに連動する投資対象ファンドを複数組み合わせることにより、信託財産の中長期的な成長をめざします。

ポートフォリオの国・地域別構成比率(以下、構成比率)等が参考指標の構成比率に近くなるように、投資対象ファンドの基本投資割合を調整します。

投資対象ファンドの基本投資割合は、次の通りとします。(2014年8月12日現在)

(1) 米国の債券指数に連動する投資対象ファンド	60%
(2) 米国以外の債券指数に連動する投資対象ファンド	40%

市場の変動により、投資対象ファンドの組入比率が基本投資割合から乖離した場合は、原則として3ヶ月に1回、基本投資割合へ戻す調整を行います。

基本投資割合の見直しについては、投資対象ファンドの経費率、パフォーマンス、参考指標との連動性、流動性等を考慮して、原則として1年に1回行います。

4 本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

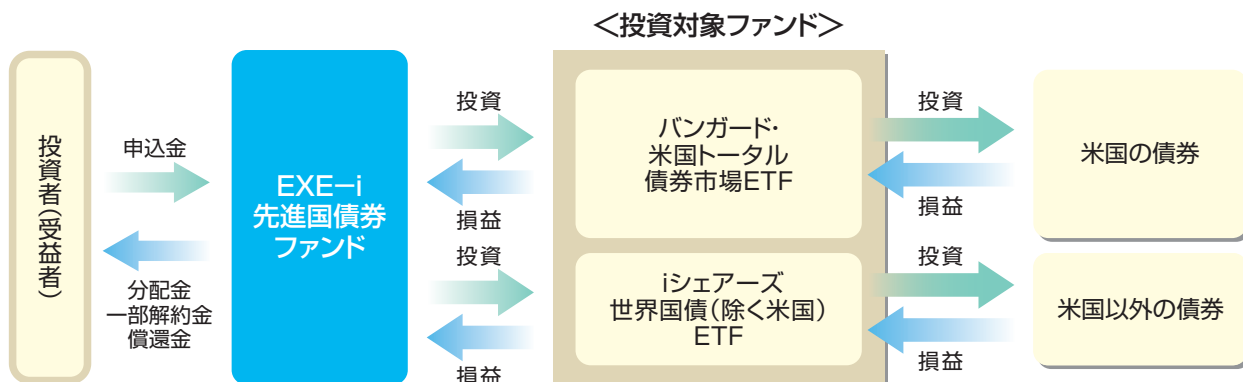
モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社

世界27拠点に展開するモーニングスター・グループのひとつであり、同グループは投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供するグローバルな運用調査機関です。モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社はファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。
契約資産残高約754億円(2014年6月末現在)

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

本ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。



※投資対象ファンドは今後変更する場合があります。

主な投資制限

投資信託証券への投資割合	投資信託証券の投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。

分配方針

毎決算時(年1回毎年5月12日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針により、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。また、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。

追加的記載事項

投資対象ファンドの概要

投資対象ファンドは、現時点において以下を想定しています。ただし、今後投資対象から外したり、新たなファンドを投資対象とする場合があります。

1. バンガード・米国トータル債券市場 ETF

連動する指数	バークレイズ米国総合浮動調整インデックス
指数について	バークレイズ米国総合浮動調整インデックスとは、バークレイズ社が開発した指数で米国の投資適格債券市場全体の動向を表す債券指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はバークレイズ社に帰属します。
委託会社	The Vanguard Group, Inc.

2. iシェアーズ世界国債(除く米国)ETF

連動する指数	S&P シティグループ・インターナショナル・トレジャリー・ボンド・インデックス(除く米国)
指数について	S&P シティグループ・インターナショナル・トレジャリー・ボンド・インデックス(除く米国)とは、S&P社が算出する指数で米国を除く先進国国債の動きを表す債券指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&P社に帰属します。
委託会社	BlackRock, Inc.



投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様はに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、国内外の政治・経済情勢、市場環境・需給等を反映して価格が変動します。また、債券価格は金利変動による影響を受け、一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。これらの影響により債券の価格が変動した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
為替変動リスク	為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
信用リスク	投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト(債務不履行)が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
流動性リスク	投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

※リスクは上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

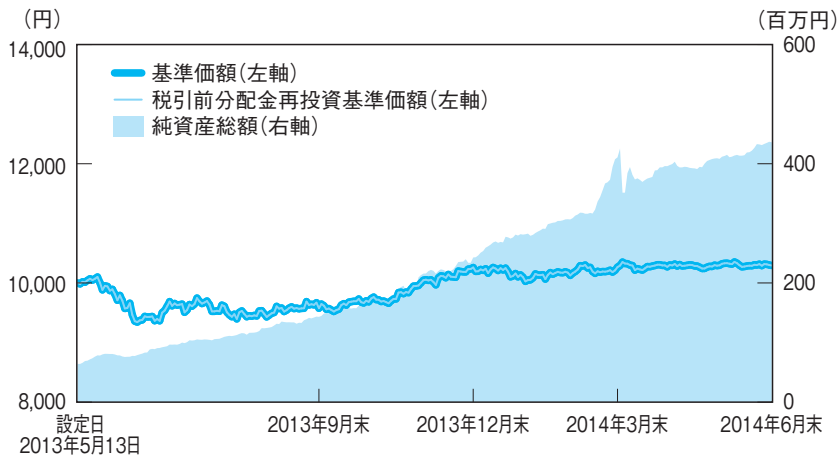
委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2014年6月30日)

(設定日(2013年5月13日)～2014年6月30日)



基準価額(1万口あたり)	10,291円
純資産総額	436百万円

分配の推移(1万口あたり、税引前)

決算期	金額
第1期(2014年5月12日)	0円
設定来累計	0円

※基準価額及び税引前分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口あたりの値です。

主要な資産の状況

※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《構成比率》

	組入比率
投資信託証券	91.27%
現金等	8.73%
合計	100.00%

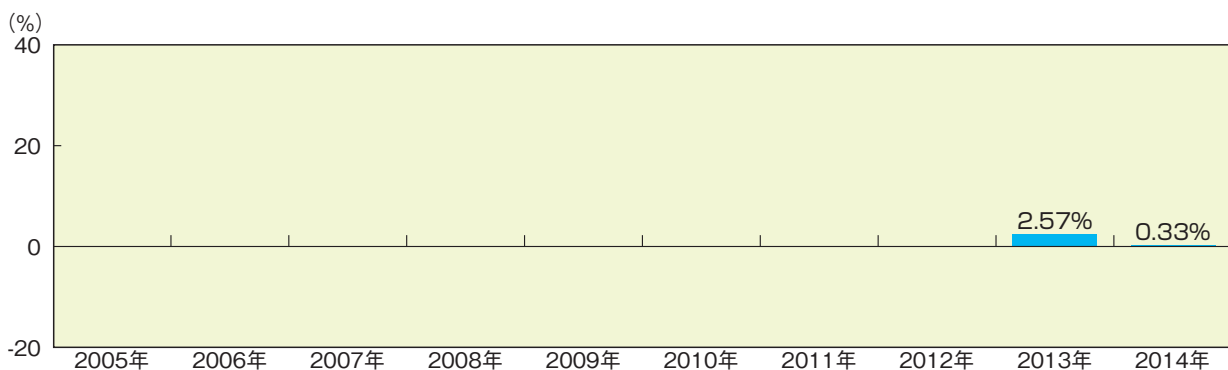
《組入銘柄》

投資対象ファンドの名称	比率
バンガード・米国トータル債券市場ETF	54.88%
iシェアーズ 世界国債(除く米国)ETF	36.38%

※基準日(2014年6月30日時点)の状況です。
直近の投資対象ファンドはP2に記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※税引前分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2013年は設定日2013年5月13日(10,000円)から12月末まで、2014年は6月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して5営業日目以降のお支払いとなります。
購入・換金申込 受 付 不 可 日	以下の日においては、購入及び換金(解約)のお申込みができません。 ・日本、ニューヨークの証券取引所及び商業銀行休業日
申 込 締 切 時 間	午後3時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成26年8月13日(水)～平成27年8月12日(水) ※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限(設定日:平成25年5月13日)
繰 上 償 還	受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	原則として、毎年5月12日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、販売会社よりお届けします。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの日々の純資産総額に**年0.2484%(税抜:年0.23%)**を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

運用管理費用(信託報酬)		年0.2484%(税抜:年0.23%)
運用管理費用 (信託報酬)	内訳	
	(委託会社)	年0.108%(税抜:年0.10%)
	(販売会社)	年0.108%(税抜:年0.10%)
	(受託会社)	年0.0324%(税抜:年0.03%)
投資対象とする投資信託証券の信託報酬※1		年0.188%
実質的な負担※2		年0.4364%程度

投資顧問(助言)会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。

※1 基本投資割合で運用された場合の信託報酬率(年)であり、実際の信託報酬率とは異なる場合があります。なお、投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。

※2 本ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

その他の費用及び手数料

ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、保管費用等本ファンドの投資に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用等が信託財産から差し引かれます。また、ファンドの参考指標に係る費用等が発生することとなった場合には、これらの費用についても、ファンドが負担する場合があります。

※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

※当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税※及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税※及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- 上記は、平成26年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益(個別元本超過額)については、所得税及び地方税は非課税となっております。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
- 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生ずる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。
- 法人の場合は上記とは異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

